

平成 年 月 日

税関様式 C 第 1000 号-17

(別紙 5-1)

受付番号
(税関記入欄)

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えた旨のお知らせ (通知) (原産地回答用)

(照会者名) (敬称) から、平成 年 月 日に照会がありました、
インターネットによる (貨物の名称) に係る原産地についての照会につきましては、
文書による照会に準じた取扱いに切替えが可能と認められましたので、お知らせします。

税関 業務部
(首席) 原産地調査官

印

連絡事項 :

インターネットによる照会を文書による照会に準じた取扱いに
切り替えることができない旨のお知らせ（通知）
(電子メールによる事前教示回答書兼用) (原産地回答用)

(照会者名) (敬称)から、平成____年____月____日に照会がありました、
インターネットによる (貨物の名称) に係る原産地についての照会につきましては、
下記の理由により、文書による照会に準じた取扱いに切り替えることができませんので、お知らせします。

切り替えを行わない理由：

- 具体的な照会でない。
- 回答に見本の提出が必要。
- 一の原産地について回答できると認められない。
- その他：

税関 業務部
(首席) 原産地調査官

(印)

上記照会貨物の原産地について、次のとおり回答します。また、回答の後に記載しております注意事項をお読み下さい。

なお、本回答に係る用語、記載内容等不明な点があれば (問い合わせ先)
までお問い合わせください。

原産地

通信欄

● 注意事項

1. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、回答内容は輸入にあたって照会者の参考にしていただくものであり、輸入申告の際の税関の審査において、尊重されるものではありません。輸入申告の際の審査に、税関において尊重される取扱いを必要とされる場合には、「事前教示に関する照会書」(C 第 1000 号-2) を税関に対し提出して、文書による事前教示の照会を行って下さい。また、その際には見本等の参考となるべき資料の提出をお願いすることができます。
2. この回答は、口頭による事前教示の回答と同様、不服審査の対象とならず、また当該回答について意見の申出を行うことはできません。

受付番号

登録番号

税関様式 C 第 1001 号

(別紙 5 - 3)

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書

平成 年 月 日	申出者の 住所、氏名・印	
	代理人の 住所、氏名・印	(担当者) (電話番号)
平成 年 月 日付	事前教示回答書 (登録番号)) 事前教示回答書変更通知書 (登録番号))	
に 関 し 、 下 記 の 理 由 に よ り 、 上 記 、 に 係 る 貨 物 の 、 は 、 下 記 の 理 由 に よ り (と 考 え ます 。		
に 關 稅 率 表 適 用 上 の 所 屬 分 區 、 原 產 地 に 關 稅 率 表 適 用 上 の 所 屬 分 區 、 原 產 地 (と 考 え ます 。		
に 關 稅 率 表 適 用 上 の 所 屬 分 區 、 原 產 地 に 關 稅 率 表 適 用 上 の 所 屬 分 區 、 原 產 地 は、 、 下 記 の 理 由 に よ り (と 考 え ます 。		
理 由		

事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出に対する回答書

上記の申出について再検討した結果、下記の理由により、

1. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更を別添の変更通知書により行います。
 2. 当該事前教示回答書（変更通知書）を撤回し、別添の事前教示回答書を新たに発出します。
 3. 当該事前教示回答書（変更通知書）の変更及び撤回を行いません。

(理由)

平成 年 月 日

税関業務部

(印)

注 意 事 項

1. 以前に交付された事前教示回答書（変更通知書）において税関が回答（変更）した照会貨物に係る関税率表適用上の所属区分又は原産地について照会者が意見を有する場合には、この申出書により税関に申出を行うことができます。ただし、当該申出は事前教示回答書（変更通知書）の交付又は送達の日の翌日から起算して2月以内のみ可能です。
 2. この申出書は、1部提出してください。記載欄が不足する場合には、事前教示回答書（変更通知書）に関する意見の申出書（つづき）（適宜の様式）に記載のうえ、添付（割印）してください。
 3. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更された場合は、本書に添付された事前教示回答書変更通知書を照会貨物の輸入申告等を行う際に添付してください。
 4. この意見の申出に対する回答書により、事前教示回答書（変更通知書）が変更され変更通知書の送付若しくは送達を受ける場合又は事前教示回答書が撤回され新たに事前教示回答書の交付若しくは送達を受ける場合は、当該事前教示回答書（変更通知書）を返付してください。

(規格 A 4)

關稅(消費稅及び地方消費稅兼用)納期限延長(包括)申請書(一括)

平成 年 月 日										
税関別一括	<input type="checkbox"/> 東京	<input type="checkbox"/> 横浜	<input type="checkbox"/> 神戸	<input type="checkbox"/> 大阪	<input type="checkbox"/> 名古屋	<input type="checkbox"/> 門司	<input type="checkbox"/> 長崎	<input type="checkbox"/> 函館	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	
	税関官署の長 殿									
申請先	<input type="checkbox"/> 東京	<input type="checkbox"/> 前橋	<input type="checkbox"/> 東京航空貨物	<input type="checkbox"/> 成田航空貨物	<input type="checkbox"/> 東京外郵	<input type="checkbox"/> 大井	<input type="checkbox"/> 羽田	<input type="checkbox"/> 立川		
	<input type="checkbox"/> 横浜	<input type="checkbox"/> 酒田	<input type="checkbox"/> 山形	<input type="checkbox"/> 新潟	<input type="checkbox"/> 東港	<input type="checkbox"/> 新潟空港	<input type="checkbox"/> 柏崎	<input type="checkbox"/> 直江津		
	<input type="checkbox"/> 神戸	<input type="checkbox"/> 宇都宮	<input type="checkbox"/> 鶴見	<input type="checkbox"/> 大黒埠頭	<input type="checkbox"/> 本牧埠頭	<input type="checkbox"/> 川崎外郵	<input type="checkbox"/> 仙台塩釜	<input type="checkbox"/> 石巻	<input type="checkbox"/> 気仙沼	<input type="checkbox"/> 仙台空港
	<input type="checkbox"/> 大阪	<input type="checkbox"/> 小名浜	<input type="checkbox"/> 相馬	<input type="checkbox"/> 福島空港	<input type="checkbox"/> 鹿島	<input type="checkbox"/> 日立	<input type="checkbox"/> つくば	<input type="checkbox"/> 千葉	<input type="checkbox"/> 船橋市川	<input type="checkbox"/> 木更津
	<input type="checkbox"/> 名古屋	<input type="checkbox"/> 姉崎	<input type="checkbox"/> 川崎	<input type="checkbox"/> 東扇島	<input type="checkbox"/> 横須賀	<input type="checkbox"/> 三崎				
	<input type="checkbox"/> 門司	<input type="checkbox"/> 六甲アイランド	<input type="checkbox"/> 摩耶埠頭	<input type="checkbox"/> ポートアイランド	<input type="checkbox"/> 姫路	<input type="checkbox"/> 相生	<input type="checkbox"/> 東播磨	<input type="checkbox"/> 尼崎	<input type="checkbox"/> 境	<input type="checkbox"/> 浜田
	<input type="checkbox"/> 長崎	<input type="checkbox"/> 水島	<input type="checkbox"/> 宇野	<input type="checkbox"/> 岡山空港	<input type="checkbox"/> 片上	<input type="checkbox"/> 広島	<input type="checkbox"/> 広島空港	<input type="checkbox"/> 吳	<input type="checkbox"/> 福山	<input type="checkbox"/> 竹原
	<input type="checkbox"/> 函館	<input type="checkbox"/> 因島	<input type="checkbox"/> 尾道糸崎	<input type="checkbox"/> 小松島	<input type="checkbox"/> 坂出	<input type="checkbox"/> 高松	<input type="checkbox"/> 丸亀	<input type="checkbox"/> 詫間	<input type="checkbox"/> 松山	<input type="checkbox"/> 宇和島
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 今治	<input type="checkbox"/> 新居浜	<input type="checkbox"/> 三島	<input type="checkbox"/> 高知	<input type="checkbox"/> 須崎				
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 桜島	<input type="checkbox"/> 南港	<input type="checkbox"/> 大阪外郵	<input type="checkbox"/> 伏木	<input type="checkbox"/> 富山	<input type="checkbox"/> 富山空港	<input type="checkbox"/> 金沢	<input type="checkbox"/> 七尾	<input type="checkbox"/> 小松空港
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 敦賀	<input type="checkbox"/> 福井	<input type="checkbox"/> 京都	<input type="checkbox"/> 滋賀	<input type="checkbox"/> 舞鶴	<input type="checkbox"/> 宮津	<input type="checkbox"/> 堺	<input type="checkbox"/> 岸和田	<input type="checkbox"/> 関西空港
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 和歌山	<input type="checkbox"/> 下津	<input type="checkbox"/> 新宮						
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 諏訪	<input type="checkbox"/> 稲永	<input type="checkbox"/> 中部外郵	<input type="checkbox"/> 南部	<input type="checkbox"/> 西部	<input type="checkbox"/> 清水	<input type="checkbox"/> 興津	<input type="checkbox"/> 浜松	<input type="checkbox"/> 沼津
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 田子の浦	<input type="checkbox"/> 焼津	<input type="checkbox"/> 御前崎	<input type="checkbox"/> 静岡空港	<input type="checkbox"/> 豊橋	<input type="checkbox"/> 衣浦	<input type="checkbox"/> 蒲郡	<input type="checkbox"/> 中部空港	<input type="checkbox"/> 四日市
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 尾鷲								
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 田野浦	<input type="checkbox"/> 福岡外郵	<input type="checkbox"/> 莊田	<input type="checkbox"/> 下関	<input type="checkbox"/> 萩	<input type="checkbox"/> 宇部	<input type="checkbox"/> 岩国	<input type="checkbox"/> 德山	<input type="checkbox"/> 防府
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 平生	<input type="checkbox"/> 戸畠	<input type="checkbox"/> 若松	<input type="checkbox"/> 博多	<input type="checkbox"/> 福岡空港	<input type="checkbox"/> 伊万里	<input type="checkbox"/> 唐津	<input type="checkbox"/> 巍原	<input type="checkbox"/> 大分
	<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 佐伯	<input type="checkbox"/> 津久見	<input type="checkbox"/> 大分空港	<input type="checkbox"/> 細島	<input type="checkbox"/> 宮崎空港	<input type="checkbox"/> 油津			
<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 長崎	<input type="checkbox"/> 長崎空港	<input type="checkbox"/> 三池	<input type="checkbox"/> 久留米	<input type="checkbox"/> 佐世保	<input type="checkbox"/> 八代	<input type="checkbox"/> 熊本	<input type="checkbox"/> 水俣	<input type="checkbox"/> 三角	
<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 函館	<input type="checkbox"/> 鹿児島	<input type="checkbox"/> 枕崎	<input type="checkbox"/> 川内	<input type="checkbox"/> 鹿児島空港	<input type="checkbox"/> 志布志				
<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 札幌	<input type="checkbox"/> 留萌	<input type="checkbox"/> 旭川空港	<input type="checkbox"/> 小樽	<input type="checkbox"/> 石狩	<input type="checkbox"/> 室蘭	<input type="checkbox"/> 釧路	<input type="checkbox"/> 網走	<input type="checkbox"/> 紋別	
<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 十勝	<input type="checkbox"/> 苫小牧	<input type="checkbox"/> 稚内	<input type="checkbox"/> 根室	<input type="checkbox"/> 千歳	<input type="checkbox"/> 青森	<input type="checkbox"/> 青森空港	<input type="checkbox"/> 八戸	<input type="checkbox"/> 宮古	
<input type="checkbox"/> 沖縄地区	<input type="checkbox"/> 大船渡	<input type="checkbox"/> 釜石	<input type="checkbox"/> 秋田船川	<input type="checkbox"/> 秋田空港	<input type="checkbox"/> 石垣	<input type="checkbox"/> 与那国	<input type="checkbox"/> 平良	<input type="checkbox"/> 沖縄	<input type="checkbox"/> 平安座	
(税関長・税関支署長・出張所長・監視署長) 殿										
申請者	(住所) (〒)									
	TEL									
代理人	(氏名又は名称及び代表者名)									
	印									
関税法第9条の2第2項 消費税法第51条第2項 地方税法第72条の103第1項 の規定により下記のとおり納期限の延長を申請します。										
納期限の延長を受けようとする特定月		平成 年 月 から 平成 年 月 までの各月	納期限の延長を受けようとする関税及び消費税・地方消費税の合計税額	円						
			ただし、本納期限延長の通知後に担保の追加提供の承認を受けた場合には、上記金額に当該追加担保金額を加えた額							
納期限の延長を受けようとする期間の末日		各特定月の末日の翌日から起算して3月を経過する日(ただし、国税通則法第10条第2項に規定する日に該当するときは休日等の翌日)								
提供した担保	提供年月日 平成 年 月 日		担保の種類 <input type="checkbox"/> 保証人の保証 <input type="checkbox"/> その他の()			申請理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新() <input type="checkbox"/> 追加()				
	担保の期間(債権発生期間) 自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日			保証限度額						
※	関税等納期限延長(包括)通知書									
第	号									
平成 年 月 日										
関税法第9条の2第2項、消費税法第51条第2項、地方税法第72条の103第1項の規定により、上記特定月(通知後に提供した担保の保証期間を短縮した場合にあっては短縮後の特定月)において輸入しようとする貨物に係る納期限を延長します。										
印										

(注) 1. この申請書は、2部提出して下さい。

2. 申請先の官署にレ印をして下さい。ただし、申請先が全国の税関官署である場合には税関別一括欄の全ての税関に、申請先が各税関の全ての官署である場合には税関別一括欄の該当税関にレ印をして下さい。

3. ※欄は記入しないで下さい。



(A面)

日本国税關
税關様式C第5360号

携帶品・別送品申告書

下記及び裏面の事項について記入し、税関職員へ提出してください。
家族が同時に検査を受ける場合は、代表者が1枚提出してください。

搭乗機(船)名	出發地
入國日	年 月 日
氏名	フリガナ
現住所 (日本での 滞在先)	電 話 ()
職業	
生年月日	年 月 日
旅券番号	
同伴家族	20歳以上 名 6歳以上20歳未満 名 6歳未満 名

※ 以下の質問について、該当する□に“✓”でチェックしてください。

- | | | |
|---|--------------------------|--------------------------|
| 1. 下記に掲げるものを持っていますか？ | はい | いいえ |
| ① 麻薬、銃砲、爆発物等の日本への
持込みが禁止又は制限されているもの
(B面1. 及び2. を参照) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ② 免税範囲 (B面3. を参照) を超える
購入品・お土産品・贈答品・金地金など | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ③ 商業貨物・商品サンプル | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ④ 他人から預かったもの | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ※上記のいずれかで「はい」を選択した方は、B面に入国時
に携帯して持ち込むものを記入してください。 | | |

2. 100万円相当額を超える現金、有価証券又は1kgを超える金地金などを持っていますか？

* 「はい」を選択した方は、別途「支払手段等の携帯輸出・輸入申告書」を提出してください。

3. 別送品 入国の際に携帯せず、郵送などの方法により別に送った荷物(引越荷物を含む。)がありますか?

卷一 治政前奏治政前奏治政前奏治政前奏

- * 「はい」を選択した方は、入国時に携帯して持ち込むものをB面に記載したこの申告書を2部、税関に提出して、税関の確認を受けてください。（入国後6か月以内に輸入するものに限る。）
税関の確認を受けた申告書は、別送品を通関する際に必要となります。

◎ 言文頂

【注意事項】
海外又は在着時免税店で購入したもの、預かってきたものなど日本に持ち込む携帯品、別送品については、法令に基づき、税関に申告し、必要な検査を受ける必要があります。申告漏れ、偽りの申告などの不正な行為がありますと、処罰されることがありますので注意してください。

この申告書に記載したとおりである旨申告します。

署 名

(B面)

※入国時に携帯して持ち込むものについて、下記の表に記入してください。（A面の1. 及び3. すべて「いいえ」を選択した方は記入する必要はありません。）

(注) 「その他の品名」欄は、個人的使用に供する購入品等に限り、1品目毎の海外市価の合計額が1万円以下のものは記入不要です。
また、別途1) 荘物の詳細についても記入不要です。

また、別送した荷物の詳細についても記入不要です。

1. 日本への持込みが禁止されているままの

- ① 麻薬、向精神薬、大麻、あへん、覚醒剤、MDMA、指定薬物など
 - ② 拳銃等の銃砲、これらの銃砲弾や拳銃部品
 - ③ 爆発物、火薬類、化学兵器原材料、炭疽菌等の病原体など
 - ④ 貨幣、紙幣、有価証券、クレジットカードなどの偽造品など
 - ⑤ わいせつ雑誌、わいせつDVD、児童ポルノなど
 - ⑥ 偽ブランド品、海賊版などの知的財産侵害物品

2. 日本への持込みが制限されている主なものの

- ① 猿銃、空気銃及び日本刀などの刀剣類
 - ② ワシントン条約により輸入が制限されている動植物及びその製品(ワニ・ヘビ・リカガメ・象牙・じや香・サボテンなど)
 - ③ 事前に検疫確認が必要なな生きた動植物、肉製品(ソーセージ・ジャガイモ類を含む)、野菜、果物、米など
 - * 事前に動物・植物検疫カウンターでの確認が必要です。

3. 免税範囲（乗組員を除く）

- ・酒類 3本 (760mlを1本と換算する。)
 - ・紙巻たばこ。外国製及び日本製各200本
(非居住者の方の場合は、それぞれ2倍となります。)
 - * 20歳未満の方は酒類たばこの免税範囲はありません。
 - ・香水 2ml (1オズは約28ml)
 - ・海外市価の合計額が20万円の範囲に納まる品物
(入国者の個人的使用に供するものに限る。)
 - * 海外市価とは、外国における通常の小売価格(購入価格)です。
 - * 1個で20万円を超える品物の場合は、その全額に課税されます。
 - * 6歳未満のお子様は、おもちゃなど子供本人が使用するもの以外
は免税になりません。

日本に入国（帰国）されるすべての方は、法令に基づき、この申告書を税關に提出していただく必要があります。